

第6章 国際調査機関に対する手続

(主として国際調査機関としての日本国特許庁に対する手続)

日本国特許庁を受理官庁とする国際出願を管轄する国際調査機関は、日本語による国際出願については日本国特許庁であり、英語による国際出願については日本国特許庁、欧州特許庁、及びシンガポール知的所有権庁のいずれかを選択します。

なお、欧州特許庁及びシンガポール知的所有権庁に対する手続の様式については明確ではありませんが、規則92.1(a)の規定により書簡によることとなります。

第1節 発明の単一性の欠如

1. 追加手数料の納付命令

国際出願が発明の単一性の要件を満たしていないと認める場合には、国際調査機関（特許庁長官）は、出願人に対し期間を指定して追加手数料を納付すべきことを命じます。

(条17(3)(a)、法8(4))

追加手数料の納付を命ずる場合には、その理由及び納付すべき金額を明示した文書により行います。

(規40.1、法施43(1))

2. 納付の期間

(規40.1(ii))

命令の日（発送日）から1月

3. 追加手数料の額

追加手数料の額は、管轄国際調査機関が定めます。

(規40.2(a))

(1) 日本国特許庁	日本語案件1発明につき	60,000円
	英語案件1発明につき	126,000円

(法8(4)、令2(6))

(2) 欧州特許庁 1,875ユーロ (EUR)

(3) シンガポール知的所有権庁 2,240シンガポールドル (SGD)

4. 納付の方法

(1) 日本国特許庁が国際調査機関の場合

「手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）」により、追加手数料を納付します。

① 特許印紙

「手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）」に特許印紙を貼付し、その下に印紙額を記載して、特許庁長官（受理官庁）に提出します。

② 予納

予め予納口座の届出（事前登録）を行い、「手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）」に予納台帳番号欄を設け、予納台帳番号6桁を記載して提出します。

※ 書面手続で予納を利用する場合（英語出願では利用不可）は、必ず申請人識別番号の記載と登録されている印鑑による押印が必要です。

③ 電子現金納付

「手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）」に「納付番号」の欄を設け、納付番号16桁を記載して提出します。

④ 口座振替

予め口座振替の届出（事前登録）を行い、「手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）」に「振替番号」の欄を設け、振替番号8桁を記載して提出します。

⑤ 現金納付

「手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）」に、A4の用紙に納付済証（特許庁提出用）を貼付した書面を添付して提出します。

（法施43(2)、法施様18、同18の2(英語)）[様式4-1]

(2) 欧州特許庁が国際調査機関の場合

欧州特許庁の定めに従います。

支払いは、下記の銀行口座への振込等によって行います。

口座番号	3 338 800 00 (銀行コード 700 800 00)
IBAN	DE20 7008 0000 0333 8800 00
SWIFTコード	DRESDEFF700
口座名義	European Patent Organization
口座所在地	Commerzbank AG Leopoldstrasse 230 80807 München

(3) シンガポール知的所有権庁が国際調査機関の場合

シンガポール知的所有権庁の定めに従います。

支払いは、下記の銀行口座への振込等によって行います。

口座番号	003-900067-7
SWIFTコード	DBSSSGSG
口座名義	Intellectual Property Office of Singapore
口座所在地	Development Bank of Singapore Ltd 12 Marina Boulevard Level 3 MBFC Tower 3 Singapore 018982

5. 納付された場合

必要な追加手数料が適正に納付された場合には、追加手数料が納付された発明に係る部分について、国際調査報告が作成されます。(条17(3)(a))

6. 納付されない場合

必要な追加手数料が期間内に納付されない場合には、納付された手数料で充当できる発明の数を請求の範囲に記載した発明の順序に従って手数料が納付されたものとみなし、納付されない発明に係る部分については、国際調査報告を作成しない旨が国際調査報告に記載されます。

(条 17 (3) (a)、規 43.7、法 8 (5)、法施 46)

第2節 追加手数料異議の申立て

1. 異議の申立て

国際出願が発明の単一性の要件を満たしていないとの理由で、追加手数料を納付すべきことを命じられた出願人は、

- ① 発明の単一性の要件を満たしている
- ② 納付すべき金額が過大である

等の理由により、追加手数料の納付と同時に追加手数料異議の申立てをすることができます。

(規 40.2 (c)、法施 44 (1))

2. 申立ての期間

追加手数料の納付と同期間 (規 40.1 (ii))
命令の日 (発送日) から 1 月

3. 申立ての方法 (日本国特許庁の場合)

「陳述書」を「手数料追加納付書 (国際調査に係る追加納付)」と同時に提出します。
ただし、申立ては命じられた金額の手数料全額を追加して納付するに限られます。

(法施 44 (2)、法施様 19、同 19 の 2 (英語)) [様式 4-1][様式 4-2]

4. 異議申立手数料 (日本国特許庁は適用しません)

(1) 国際調査機関は、異議の審理について異議申立ての手数料 (異議申立手数料) の支払いを条件とすることができます。 (規 40.2 (e))

(2) 納付の期間
追加手数料の求めの日から 1 月以内 (規 40.1 (iii))

(3) 国際調査機関としての欧州特許庁に対して、異議申立てをする際の手数料
875 ユーロ (EUR)

(4) 国際調査機関としてのシンガポール知的所有権庁に対して、異議申立てをする際の手数料
650 シンガポールドル (SGD)

5. 異議申立ての決定（日本国特許庁の場合）

（1）審査官による決定

追加手数料異議の申立ては、3名の審査官の合議体により決定がされ、決定の謄本が申立人に送付されます。（規40.2(c)、法施45の4(3)）

（2）返還すべき旨の決定

追加して納付された手数料の全部又は一部を申立人に返還すべき旨の決定があった場合には、返還すべきものとされた金額が申立人に返還されます。

（規40.2(c)、法施45の4(2)）

（3）返還の請求は「既納手数料返還請求書」を提出して行います。

[様式2-27]

第3節 要約に関する意見書の提出

1. 国際調査機関による要約の作成

国際出願の要約が規則8.1（内容及び形式）及び規則8.3の規定に従っていないと国際調査機関が認めた場合には、国際調査機関が自ら要約を作成して、国際調査報告に添付して出願人に送付されます。（規38.2、同44.2、法施47(1)）

2. 意見書の提出

出願人は、国際調査機関に、提案された要約の修正又は当該国際調査機関が要約を作成した場合は、提案された当該要約の修正若しくは当該要約についての意見又は修正及び意見の両方を述べることができます。（規38.3、法施47(3)）

（1）提出の期間

国際調査報告の発送日から1月

（規38.3、法施47(3)）

（2）提出の方法

「意見書」を提出して行います。

（法施47(4)、法施様11の7、同11の8(英語)）[様式2-7]

3. 要約の修正

国際調査機関が作成した要約を修正した場合には、その修正は国際事務局及び出願人に送付されます。（規38.3、細515）

第4節 明らかな誤りの訂正請求

国際出願の願書以外の明細書、請求の範囲、図面又は国際調査機関に提出した書類に明らかな誤りがある場合に行う手続です。また、国際調査報告書と共に国際出願に使用してはならない表現に係る通知（様式PCT/ISA/218）が添付されている場合も同様に、その訂正を「明らかな誤りの訂正請求書」により行うことができます。

（条21(6)、規91.1、細501、法施4）

詳細は「第5章 第8節 明らかな誤りの訂正請求」を参照してください。

第5節 書類の不備の補足の手続

国際調査機関に提出した書類に不備がある場合には、国際調査機関は相当の期間を指定してその不備を補足すべきことを命じます。これに対するの応答手続です。

（規92.1(b)、法施77の2）

詳細は「第5章 第9節 書類の不備の補足の手続」を参照してください。

第6節 文献の写しの請求

出願人又は指定官庁は、国際調査報告に記載された文献の写しを、国際調査機関に対し国際出願日から7年間の期間内に請求することができます。（条20(3)、規44.3、法9）

詳細は「第5章 第13節 5.文献の写しの請求」を参照してください。

第7節 調査手数料の一部払戻し

1. 日本国特許庁

国際出願が先の国際出願を基礎とする優先権の主張を伴う場合において、日本国特許庁が作成した先の国際出願の国際調査報告の相当部分を当該国際出願の国際調査報告の作成に利用できた場合は、納付された手数料の一部を出願人の請求により返還します。（願書の第VII欄先の調査結果の利用請求への記載は必要ありません。）

また、願書の第VII欄に先の調査結果の利用請求として、国内出願の必要情報（出願日、出願番号、国名）が記載されている場合、その国内出願の審査の結果の相当部分を利用できた場合にも同様に納付された手数料の一部を出願人の請求により返還します。（第VII欄に国内出願の必要情報の記載がされていない場合は、手数料の一部返還の対象とはなりません。）

（規16.3、同41.1、法施50）

(1) 返還額

日本語の場合 28,000円
英語の場合 62,000円

(注) 産業競争力強化法第75条第3項の規定により納付すべき手数料の軽減を受けた場合
についての返還額は9,330円です。

(2) 返還請求の方法

「調査手数料一部返還請求書」を提出して請求します。 [様式4-3]

2. 欧州特許庁及びシンガポール知的所有権庁

国際出願が先の出願を基礎とする優先権の主張を伴う場合において、当該先の出願について
された調査を利用することができる程度に応じて調査手数料が払い戻されます。

※ 詳細については、PCT出願人の手引 (PCT Applicant's Guide)

附属書 EP (欧州特許庁) D 国際調査機関の欄

(http://www.wipo.int/pct/guide/ja/gdvoll/annexes/annexd/ax_d_ep.pdf) を参照してください。

附属書 SG (シンガポール知的所有権庁) D 国際調査機関の欄

(http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvoll/annexes/annexd/ax_d_sg.pdf) を参照してください。

(注) 払戻しの際に銀行手数料が必要となる場合は、出願人が負担します。

第8節 国際調査報告

1. 国際調査報告の作成 (ISA/210)

国際調査報告は、下記の期間のうちいずれか遅く満了する期間内に作成され、出願人及び国
際事務局に同時に送付されます。

(1) 優先日から9月

(2) 国際調査機関による調査用の写しの受領から3月

(規42.1、同44.1、法施41(1)) [様式3-2]

2. 国際調査報告の記載事項

(法施40)

- ① 国際出願番号、出願人の氏名(名称)、国際出願日 (規43.1)
- ② 国際調査が実際に完了した日、優先権主張日(最先の日付) (規43.2)
- ③ 国際特許分類による発明の属する分野の分類の記号 (規43.3)
- ④ 国際調査を行った分野の分類の記号 (規43.6(a))
- ⑤ 関連する技術に関する文献 (規43.5)
- ⑥ 発明の単一性に関する注釈 (規43.7)
- ⑦ 国際調査報告について責任のある職員の氏名 (規43.8)

3. 国際調査報告の記載禁止事項

見解の表明、理由、論証又は説明を記載することはできません。 (規43.9)

4. 国際調査報告の不作成

国際調査機関は、次のいずれかの事由がある場合にはその旨を宣言して、国際調査報告を作成しない旨を出願人及び国際事務局に通知します。 (条17(2)(a)、法8(2))

- (1) 国際出願の対象の全部又は一部が次のいずれかである場合 (条17(2)(a)(i)、規39.1、法8(2)①、法施42)
 - ① 科学及び数学の理論
 - ② 事業活動、純粹に精神的な行為の遂行又は遊戯に関する計画、法則又は方法
 - ③ 情報の単なる提示
 - ④ コンピューター・プログラム (国内出願において先行技術調査を行うものを除く)
- (2) 明細書、請求の範囲、図面に必要な事項が記載されていないため、又は記載が著しく不明確であるため有効な国際調査をすることができない場合 (条17(2)(a)(ii)、法8(2)②)

第9節 国際調査機関の見解書

1. 国際調査機関の見解書の作成 (ISA/237)

- (1) 国際調査機関は、国際調査報告又は国際調査報告を作成しない旨の宣言と同時に、請求の範囲に記載されている発明が新規性、進歩性、産業上の利用可能性を有するものと認められるかどうか、また特許協力条約及び規則に定める要件を満たしているかどうかについて、書面による見解を作成します。 (規43の2.1(a)) [様式3-3]
- (2) 見解の作成は、条約第33条、第35条等の予備審査に関する規定が準用されます。 (規43の2.1(b))

2. 国際予備審査との関係

国際調査見解書は、国際予備審査の請求がされた場合には、原則として国際予備審査機関の最初の見解書とみなされます。 (規66.1の2(a))

国際調査機関＝国際予備審査機関であり、その機関が国際調査と同時に国際予備審査を行った場合には、否定的な見解が存在していない限り、国際調査機関としての見解書を作成することは必要とされていません。 (規69.1(b)2)

3. 国際調査機関の見解書に対する出願人のコメント

出願人は、コメント（条約及び規則等に規定されていないため「非公式コメント」と呼ばれています。）を国際事務局に提出して国際調査見解書への反論を示すことが可能です。コメントは、国際事務局から指定官庁に送付され、国際調査見解書に対する出願人の反論を指定官庁に伝える機能があります。

詳細は、「第7章 第2節 2. 国際調査機関の見解書に対するコメント」を参照してください。

4. 特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第一章）

国際予備報告が作成された場合又は作成される予定の場合を除き、国際事務局は国際調査機関に代わって、国際調査機関が作成した見解と同一の内容の報告を作成します。報告は「特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第一章)」という表題が付されます。国際事務局は上記により作成された報告を出願人に送付します。 (規44の2.1)

第10節 国際調査報告等の送付・送達

1. 出願人・国際事務局への送付

国際調査機関は、国際調査報告又は国際調査報告を作成しない旨の決定、及び国際調査見解書を送付の通知書（ISA/220）とともに、出願人及び国際事務局に同一の日に送付します。 (条17(2)、同18(2)、規44.1、法施41) [様式3-1]

2. 指定国への送達

国際事務局は、優先日から30月経過した後に「特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第一章)」を各指定官庁に送達します。なお、指定国が要求した場合は、英語による翻訳が国際事務局により作成され、指定官庁及び出願人に送付されます。

(規44の2.2、同44の2.3)